

# 和歌山工業高等専門学校学寮規則

制 定 昭和43年4月 1日

最近改正 令和 2年4月 1日

## (総則)

第1条 和歌山工業高等専門学校学寮管理運営規則第20条の規定に基づき、本規則を定める。

第2条 和歌山工業高等専門学校学寮は、「柑紀寮」（こうきりょう）と呼称する。

第3条 柑紀寮（以下「寮」という。）各号館各室の寮生配置は、寮務主事がこれを定める。

第4条 寮生会は、会則の制定、改正、事業計画等について、寮務主事を通じ校長の承認を得るものとする。

第5条 寮生会の役員は、すべて和歌山工業高等専門学校寮生会会則の規定により選出し、校長が任命する。

第6条 校長は、寮務主事の推薦に基づき、寮生の日課、勉学その他の指導に当たらせるため、第3学年以上の寮生の中から指導寮生及び副指導寮生を任命する。

2 前項に定める指導を円滑に行うため、寮に指導寮生委員会を置く。

3 指導寮生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## (日課)

第7条 寮における日課は、学寮委員会が別に定める。

第8条 寮生は、外泊しようとするときは外泊願（点呼免除願）（様式第1号）を外泊当日（その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び休業日の場合は直前の授業日）の13時までに提出し、寮務主事の許可を得なければならない。

## (保健及び衛生)

第9条 寮生は、寝具及び被服を随時日光にさらす等、常に保健衛生に留意しなければならない。

第10条 日課の清掃のほか、定期的に寮内外の大掃除を行わなければならない。

第11条 寮生は、学校伝染病の予防に留意し、罹り患した者は、学校の指示する対策に忠実に従わなければならない。

第12条 疾病負傷にかかった者は、速やかに宿日直教員に申し出て指示を受けるものとする。

## (集会、行事及び印刷物)

第13条 寮生が集会又は行事をしようとするときは、集会・行事許可願（様式第2号）により寮務主事に願い出て許可を得なければならない。

2 集会又は行事が終わったときは、責任者は、速やかに寮務主事に報告しなければならない。

第14条 寮内の印刷物配布等については、寮務主事の許可を得なければならない。

## (禁止事項)

第15条 寮生は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自習時間内にみだりに外出し、自席を離れ、又は飲食すること。
- 二 自習時間中他の寮生の勉学を妨げ、また消灯後安眠を妨げること。
- 三 非常の場合以外に消灯時刻以後、自室内で点灯すること。

- 四 寮内において所定以外の履物を用いること。
- 五 所定以外の火気及び電熱器類を使用すること。
- 六 飲酒、喫煙等をする事。

(欠食)

第16条 疾病負傷、特別欠席、忌引、退学、休学等の事由により、連続3食以上の食事を不要とする者は、欠食となる日以前の3授業日前の13時までに、欠食願（様式第3号）を提出し、寮務主事の許可を得なければならない。

(雑則)

第17条 この規則を実施運用するについて必要な事項は、学寮委員会の協議に基づき寮務主事が校長の承認を得て、適正に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 昭和39年4月20日制定の和歌山工業高等専門学校寮規則は廃止する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年6月25日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号

提出日 令和\_\_年\_\_月\_\_日

和歌山工業高等専門学校

寮務主事様

担任確認印

外泊願（点呼免除願）

\_\_\_\_号館\_\_号室\_\_年\_\_組\_\_番  
氏名\_\_\_\_\_

以下のとおり外泊（点呼免除）を許可願います。

- 外泊理由：帰省・その他（ ）
- 外泊先情報（自宅以外の場合のみ記入）： \_\_\_\_\_  
Tel \_\_\_\_\_
- 点呼免除希望日（下記表に当該週からの日付を記入し、点呼免除該当日に ○ を付けてください。）

\_\_\_\_\_月

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日付	日	日	日	日	日	日	日
朝							
夜							

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日付	日	日	日	日	日	日	日
朝							
夜							

- 外泊願の提出締切は外泊当日（その日が土、日、祝日の場合は直前の授業日）の **13時** です。
- 休日（土・日・祝日）の前夜および後朝以外に○をつけた場合は、学級担任（クラブ活動の場合は、クラブ部長）の確認印が必要です。
- 書類に未記入・不備がある場合は、無効になることがあります。

様式第2号

集会・行事許可願

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校  
寮務主事様

責任代表者

学科 第 学年

氏名（自署）

下記のとおり集会・行事をしたいので、御許可下さるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和 年 月 日（ ）  
自午前・後 時 分～ 至午前・後 時 分
- 2 場 所
- 3 目 的
- 4 主催者名
- 5 施設・設備の名称
- 6 参加者数

- (注)
- ・集会、行事を行う1週間以前にこの願を提出して許可を受けること。
  - ・学寮以外の施設・設備を使用する場合は、別途担当係に施設・設備使用許可願を提出し、許可を受けること。

様式第3号

提出日 令和\_\_年\_\_月\_\_日

和歌山工業高等専門学校  
寮務主事様

欠食願

\_\_\_\_号館\_\_号室\_\_年\_\_組\_\_番  
氏名\_\_\_\_\_

提出の締切は、欠食開始日の**3授業日前の13時**です。

下記理由により、欠食を許可願います。

連絡先	電話	—	—
理由			

該当週からの日付を記入し、欠食該当分に○印を付けてください。ただし、欠食許可は、学寮規則第16条に規定する場合のみです。

曜日	日	月	火	水	木	金	土
日付	日	日	日	日	日	日	日
朝食							
昼食							
夕食							

曜日	日	月	火	水	木	金	土
日付	日	日	日	日	日	日	日
朝食							
昼食							
夕食							

※急用の帰省等の場合の欠食扱いについては、寮務係窓口で相談すること。

※書類等の未記入・不備がある場合は、無効になることがあります。